

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝来市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県朝来市長

公表日

令和4年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 予防接種対象者への通知・接種券の発行等事務処理 ② 接種記録の管理・閲覧 ③ 予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済 ④ 転入者・接種券紛失者への接種券の発行 ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1の10、93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供事務及び情報照会事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第2の16の2項、16の3項、17項、18項、19項、115の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	朝来市 健康福祉部 健幸づくり推進課
②所属長の役職名	健幸づくり推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	朝来市 企画総務部 総務課 〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 TEL 079-672-3301 FAX 079-672-4041
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	朝来市 健康福祉部 健幸づくり推進課 〒669-5267 兵庫県朝来市和田山町法興寺378番地1 TEL 079-672-5269 FAX 079-672-5369

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月19日	1 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	①予防接種対象者への通知・接種券の発行等事務処理 ②接種記録の管理・閲覧 ③予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済 ④転入者・接種券紛失者への接種券の発行	①予防接種対象者への通知・接種券の発行等事務処理 ②接種記録の管理・閲覧 ③予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済 ④転入者・接種券紛失者への接種券の発行 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	令和3年4月23日付け内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室通知による。
令和3年6月19日	1 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	令和3年4月23日付け内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室通知による。
令和3年6月19日	3 個人番号の利用法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1の93の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1の93の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第5号(委託先への提供) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第1の主務省令	事後	令和3年4月23日付け内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室通知による。
令和3年6月19日	II しきい値判断項目	令和3年1月4日時点	令和3年5月1日時点	事後	令和3年4月23日付け内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室通知による。
令和3年8月25日	1 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	①予防接種対象者への通知・接種券の発行等事務処理 ②接種記録の管理・閲覧 ③予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済 ④転入者・接種券紛失者への接種券の発行 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	①予防接種対象者への通知・接種券の発行等事務処理 ②接種記録の管理・閲覧 ③予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済 ④転入者・接種券紛失者への接種券の発行 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 ² の交付を行う。	事後	令和3年4月23日付け内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室通知による。
令和3年8月25日	II しきい値判断項目	令和3年5月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	令和3年4月23日付け内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室通知による。
令和3年12月22日	3 個人番号の利用法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1の93の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第5号(委託先への提供) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1の93の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	事前	
令和3年12月22日	II しきい値判断項目	令和3年8月1日時点	令和3年12月1日時点	事前	
令和4年1月27日	3 個人番号の利用法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1の93の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1の10、93の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月27日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法令上の根拠	(情報提供事務及び情報照会事務) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第2の115の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2	(情報提供事務及び情報照会事務) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第2の16の2項、16の3項、17項、18項、19項、115の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令	事前	
令和4年1月27日	II しきい値判断項目	令和3年12月1日時点	令和4年1月1日時点	事前	
令和4年8月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1の10、93の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1の10、93の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	見直し
令和4年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 地域医療・健康課	健康福祉部 健康づくり推進課	事後	見直し
令和4年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉部 地域医療・健康課長	健康福祉部 健康づくり推進課長	事後	見直し
令和4年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市長公室 総務課 TEL 079-672-6115	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 企画総務部 総務課 TEL 079-672-6115	事後	見直し
令和4年8月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	〒669-5267 兵庫県朝来市和田山町法興寺378番地1 朝来市役所 健康福祉部 地域医療・健康課 TEL 079-672-5269	〒669-5267 兵庫県朝来市和田山町法興寺378番地1 朝来市役所 健康福祉部 健康づくり推進課 TEL 079-672-5269	事後	見直し
令和4年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	見直し
令和4年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	見直し